

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

日本赤十字社 伊達赤十字病院

1. 趣旨

形式的な疑義照会の減少による、患者の待ち時間短縮及び医師・薬剤師の負担軽減

2. 運用方法

- ① 院外処方箋に係る疑義照会不要項目を定めたプロトコルを作成
- ② 伊達赤十字病院と保険薬局において「疑義照会簡素化における合意書」(別紙)を取り交わし、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして扱う
- ③ 保険薬局は疑義照会簡素化プロトコルに基づいて変更調剤した内容について、事後に可能な限り迅速に「疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書」を FAX 等で病院に提出する

「疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書」は、現在使用している「疑義照会連絡票」を利用し、処方箋の上部に「合」と記載し薬剤部へ FAX をする

(参考：薬剤師法第 23 条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

【処方変更に係る原則】

- 疑義照会簡素化を希望する場合「疑義照会簡素化における合意書」を提出すること。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の「効能又は効果」及び「用法及び用量」を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明(用法・用量、価格等)を行い、必ず理解と同意を得た上で変更する。

3. 一般名処方について

一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供・後発医薬品の変更報告書は不要とする。
なお、必ずお薬手帳などへの記載をすること。

4. 疑義照会の不要項目（ただし、麻薬と抗癌剤は除く）

① 残薬調整による処方日数の短縮（外用薬を含む）

- ・薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があることを確認し、投与日数を調整すること
- ・次回受診日を確認し、薬剤が不足しないよう投与日数を調整する
- ・次回の処方忘れの可能性や保険請求の不都合が起こる可能性を考慮し、1日以上
の処方日数とすること（処方削除は不可とする。処方削除する場合は疑義照会す
ること）

例：○ テルミサルタン錠 20 mg 14 日分→10 日分（4 日分残薬あり）

○ リンデロンV G軟膏 0.12% 3 本→2 本（1 本残あり）

② 湿布・点眼薬・点耳薬・点鼻液・吸入剤・インスリン及び注射針処方量の調整 ・減量する場合のみ

③ 患者希望あるいはアドヒアランス不良が改善されると判断できる一包化

- ・一包化指示の追記
- ・必ず患者本人に十分な説明と同意を得ること
- ・安定性データ等に留意すること

④ 処方日数の適正化

ア) 週1回あるいは月1回投与製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方
されている場合の処方日数の適正化（処方違いが明確な場合）

例：フォサマック錠 35 mg（週1回製剤）1錠1日1回14日分 → 2日分

イ) 「1日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与
のほかの処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化
（処方違いが明確な場合）

例：センノシド錠1錠（月・水・金に服用）14日分 → 6日分

- ⑤ 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法用量が口頭で指示されている場合の用法用量の追記

・薬歴上あるいは患者面談上、用法用量が明確な場合に限る

例：ドンペリドン錠1錠 医師の指示通り → 吐き気時

また、頓服指示であるが〇日分と処方 → 〇回分へ変更

- ⑥ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）に用法を追記すること。

・薬歴上あるいは患者面談上、用法用量が明確な場合に限る

例：アドフィード（7枚）3袋 1日1回 → 1日1回 1回1枚 腰

- ⑦ 湿布薬や軟膏等での処方規格に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：リンデロンVG軟膏5g 2本 → リンデロンVG軟膏10g 1本

- ⑧ EPA製剤、EPA・DHA製剤、リパクレオン、ホスレノール、メトクロプラミド、ドンペリドン、リルテック、 α -GI、クラバモックス、漢方薬の食後服用の用法変更（※原則、添付文書の記載通りの用法で）

- ・エパデール、ロトリガ、リパクレオン、ホスレノール：食直後への用法変更
- ・メトクロプラミド、ドンペリドン、リルテック：食前への用法変更
- ・ α -グルコシターゼ阻害薬、グルファスト、クラバモックス：食直前への用法変更
- ・漢方薬：食前又は食間への用法変更

医師より・・・服薬コンプライアンスの関係で食後としている場合もあるので
患者面談上判断すること

- ⑨ 経腸栄養剤の服用時点（食後など）の記載がない場合の追記

例：エンシュアリキッド250mL 1日1回 朝 → 1日1回朝食後

医師より・・・1日1回朝食後にしても良いが、1日を通して少しずつ服用している場合もあるので、患者面談上判断し指導すること

5. その他

- ① お薬手帳や各種報告用紙にて情報のフィードバックを推進する
- ② インシデント等の報告は各診療科に連絡後、薬剤部に報告書を提出する
- ③ 長期収載品の選定療養に関して
選定療養の対象ではない生活保護の場合は、原則当院は一般名処方箋の為、
保険薬局での調剤前に、都度、確認・説明を行い、後発品の交付に努める

連絡先：伊達赤十字病院薬剤部

TEL：0142-23-2211（代）

FAX：0142-21-2030

2025年2月14日 第1版